

東日本大震災の被災市町村の震災伝承活動を 令和4年度も継続的に支援します（2年度目）

震災から10年以上が経過し、震災の記憶の急速な風化、語り部の高齢化と後継者不足、伝承活動資金の不足、さらにはコロナ禍による被災地域への訪問者の激減など、「震災伝承活動」を取り巻く環境は厳しさを増していることから、東北地域づくり協会では、令和3年度から寄付による市町村の震災伝承活動の支援を開始しました。

令和4年度も引き続き、震災伝承活動を推進している市町村のご意向をお聞きし、震災伝承施設等の活性化及び、語り部の人材育成活動等に必要な費用の一部について、寄付による支援を継続します。

令和4年度は17市町村、計1,600万円を予定しており、今後とも、対象市町村から新たな申請があった場合は、随時寄付を実施していきます。

当事業は「一般財団法人3.11伝承ロード推進機構」と連携し、円滑に実施します。

○事業名：東日本大震災 震災伝承活動市町村支援事業 【別紙1】

○事業期間：令和3年度～令和12年度（10年間）

○寄付を実施する市町村数および寄付金額： 【別紙2】

- | | | |
|-------------|---------|---------|
| ・令和3年度分実施 | 7市町村、計 | 670万円 |
| ・令和4年度分実施 | 17市町村、計 | 1,600万円 |
| ・今後の予定（現時点） | 17市町村、計 | 6,180万円 |

※寄付金総額の上限は、1市町村あたり500万円、各年度の寄付金の上限を100万円としています。

【問い合わせ先】

一般社団法人東北地域づくり協会 地域事業部長 佐藤 伸吾

TEL 022-268-4711（代表）

【東日本大震災 震災伝承活動市町村支援事業の概要】

1. 目的

東日本大震災の被災市町村における伝承活動について、寄付による支援を通じて、防災意識等の普及および被災地の活性化を図る。

2. 寄付の支援対象・内容

(1) 支援対象市町村

青森県、岩手県、宮城県、福島県内市町村のうち、震災伝承ネットワーク協議会の登録施設の「第3分類」施設(注)を所有し、かつ震災以降に人口が回復していない被災市町村。

(2) 事業期間

令和3年度から令和12年度までを予定。

ただし、諸般の情勢変化により事業期間を変更する場合がある。

(3) 寄付金の使途

- ①震災伝承施設等活性化のために実施する展示更新及び広報活動や、オンラインガイド等に必要費用の一部支援。
- ②語り部の人材育成活動に必要な費用の一部支援
- ③その他、東日本大震災伝承活動に必要な費用の一部支援

(4) 寄付額および寄付期間

- ①寄付金総額の上限は1市町村あたり500万円、各年度の寄付金の上限は100万円とする。
- ②要請内容及び震災伝承施設の現状等を考慮の上、対象市町村への寄付額を決定する。
- ③寄付金の継続を希望する市町村は、前年度の2月末日までに継続申請を行う。

3. 事業の進め方

一般財団法人3.11伝承ロード推進機構は、市町村の震災伝承活動の状況を把握するとともに、必要に応じて市町村と連携し、助言等により、効果的な事業推進を支援する。

注) 第3分類施設:

震災伝承ネットワーク協議会が認定する、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する伝承施設のうち、公共交通機関等の利便性が高く、展示のクオリティが高い施設。